

第十五回 参議院水産委員会會議録第九号

昭和二十七年十二月十五日(月曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

理事 委員長 秋山俊一郎君

委員 木下 辰雄君
千田 正君
青山 正一君
玉柳 實君
松浦 清一君
松浦 東介君

政府委員 農林政務次官 松浦 東介君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 会専門員 林 達磨君
常任委員 会専門員 林 達磨君

説明員

水産庁次長 岡井 正男君
水産庁漁政部長 浜田 正君
協同組合課長 藤波 良雄君
水産庁生産課長 津田 弘孝君
日本国有鉄道営業局長 津田 弘孝君

本日の会議に付した事件

○中小漁業融資保証法案(内閣送付)

○水産政策に関する調査の件

(鮮魚の鉄道運賃に関する件)

○委員長(秋山俊一郎君) 只今から委員会を開会いたします。本委員会に付託になりました中小漁業融資保証法案を議題に供します。先ず政府委員のほうから提案理由の御説明をお願いします。

○政府委員(松浦東介君) 中小漁業融資保証法案の提案理由を御説明いたします。

国民食糧のうち蛋白質供給源として漁業が我が国産業中重要な地位を占めていることは、今更申上げるまでもありません。この漁業のうち、水揚げにおいて六割乃至七割を占め、漁業経営体中九割以上を占めている中小漁業については、漁業の豊凶が天然現象に左右され勝ちであること、その経営の零細性のために従来からその金融難が叫ばれて参りましたことは、各位の十分御承知の通りであります。

そこで、この中小漁業の金融難を打開するためには、先ず漁業者みずからの信用力を高める必要があります。

このために、漁業者の漁業権証券又は現金による出資、地方公共団体の出資を基金として、原則として各都道府県を区域とする漁業信用基金協会の設立し、その協会が中小漁業に対する金融機関の融資を保証し、且つ、国が協会の事業を支援する意味でその保証につき保険を行うこととして、以て、中小漁業への融資を円滑にし、その振興を図ろうとするのであります。

以下法案の主要な点について御説明いたします。

第一に漁業信用基金協会は、法人とし、原則として都道府県ごとに設立するものとします。第二に協会の会員たる資格を有するものは、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、一年を通じて九十日以上漁業を営む個人、漁業を営む法人であつて一定規模以下のもの及び地方公共団体であります。

第三に協会は、会員たる中小漁業者の漁業経営に必要な資金及び会員たる漁業協同組合等の事業に必要な資金の借入による金融機関に対する債務を保証します。第四に協会は、税法上民法上の公益法人と同様に、法人税法、所得税法等について免除されることになつております。第五に政府の行う保険事業については、別に提案してあります中小漁業融資保証保険特別会計法による特別会計を設けて行うこととしております。

以上、本法案の提案理由について御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(秋山俊一郎君) この法案についての更に詳細な説明を聴取したいと思ひますが、順序を変えて……、それでは細部に亘る説明をあとに廻わそうと思つておりましたが、運輸省の關係が少し遅れるようでありますから、引續いて本法案の内容について水産庁から御説明をお願いします。

○説明員(浜田正君) この法案を御説明申し上げます前に、この中小漁業融資保証法案要綱について一応大綱的なところをお話申上げて、それから法案に入り、それからこういう基金が具体的にどういう収支の計算を辿つて行くかというところについて御説明申上げたいと思ひます。

大まかに申上げますと、先ず漁業者が金を借りるにつきては、只今提案理由にありましたように適當な担保もない、人的信用力も薄いのでなかなか金が借りにくいというので、先ず着目いたします点はその信用力を一人一人はなしのではありませんが、ここに一つの基金を設けて、集団としての信用力を先ず維持するという考え方で漁業権証券、それから証券のない人は現金、これに加えて地方公共団体の出資も入れて一つの基金をこしらへる、そしてこの基金が一つの集団としての力になります。これに農中なり、或いは銀行なりが金を貸す、単協なり或いは漁業者に金を貸すというところを保証する、つまり保証人になるということでありまして、それで保証した以上は若し金を借りた人がその期限に返さなかつたら保証している以上はその人に代つて弁済する、つまり代位弁済をする、こういうことになりまして、代位弁済をすれば金融機関としてはそれで期限通り納つたということになつて、いわゆる基金としての信用力を発揮したわけです。ところが代位弁済をした漁業者に対して債務を免除したわけではありませんので、代位弁済をした代りにその求償権が基金に移つて行くわけです。基金がみずから取立てるといふ形になつて来るわけでありまして、併し代位弁済をだん／＼やつて行くといふ二つの問題がありまして、一つは基金の資金繰りが非常に困つて来ると、こういう問題。それから

ら求償権が、大体の考え方として三年くらいで回収するという考え方でありまして、で、全部返つて来ると考へるのは少し計算が甘過ぎるので、幾分か焦付といふことがあり得る、そういうことでもありますので、基金だけでこの仕事をやつて行けば基金が下手をすると潰れてしまふということになれば、折角の融資促進の制度が一遍限られて困るので、政府としてはこの基金をバックすると、こういう意味で保証した面に対して保険をかける、そして代位弁済を基金が或る一定期間すると政府はその七割について保険料を払う、こういうことによつて基金の資金繰りを緩和するということ、それから最終の焦付についても七割補填するという意味は、七割三の危険負担をこうする、こういう形になつて来るわけでありまして、大体そういう構成は、やり方の技術的な点は中小企業によりまして信用保証協会と同じようなやり方になります。ただ信用保証協会は政府の保険が五割でありまして、これはいろいろ条件がついておりますが、七割保険、こういうことになつて来るわけでありまして、大きなほうの分はそういうことでありまして、先ずこの構成として中小漁業者とは何ぞや、こういうことでもあります。それは要綱の第二に書いてありますように、漁業を営む個人、漁業を営む漁業協同組合、それから漁業生産組合、それから漁業を営む法人であつて、その常時使用する

従事者の数が三百人以下であり、且つその使用する漁船の合計トン数が一千トン以下であるもの、こういうものが中小漁業の範囲だということになります。そうしてそれに対してこの基金の会員となる者はどうかと言いますと、漁業を営む協同組合は中小漁業者の範囲であります。漁業を営まない協同組合は中小漁業者ということにはなっておりませんが、会員たる資格を持つてその中小漁業者に対して金を借りて転貸をするという形が出て参りますからして、会員たる資格を持つていうことで、会員たる資格を持つている者は漁業協同組合、漁業生産組合、それから漁業協同組合連合会、地方公共団体、一年を通じて九十日以上漁業を営む個人、それから法人で一定規模以下のものと、こういうことであります。そこでこの考え方の中に団体加入とそれから個人加入との二つの体系になっております。それでなぜそういう形にしましたかと言いますと、中小漁業に対する融資の実態を見てみますと、市中銀行と農中の系統金融とが大體半分々々、こういう形になっております。そうして農中は協同組合を通じて金が流れております。市中銀行は直接個人又は法人に金が流れておる、そういうことになります。そこでこれを団体だけに会員を絞つてしまえば、そういう市中銀行からの融資の途を塞ぐと、こういうことになります。仮に塞いだとしてもその負債の分を農中で全部賄えれば問題ないのでありますが、資金量が相当多くの資金量になりますので、農中でこれを全部賄うという事は困難である。そういうわけで中小漁業に対する農中、それ

から一般銀行の金融の実態から見まして、会員としての団体加入と個人、法人加入をここで認めたわけでありまして、大體、従つて金が流れて行くルートとしましては個人、法人は市中銀行から流れて行く、その点をこの基金が保証するという形になると思われわけでありまして、それから協同組合関係は農中から金が流れて行く、その点を基金が保証するところという点に於いて、そういふふうにして基金はどういうふうにできるかと言いますと、県単位一本として考えておると、こういうことであります。これは基金としても基金の信用力を維持するところという点と、それから基金の中でも或る程度危険の分散を図つて行く、こういうことも必要なので、基金としてはできるだけ大きな単位がよろしいと、こういうことで、府県単位で考えて行くというのが原則であります。併しなから、例えば以西の底曳のごとく、相当水揚げ地もあちこちに分れ、且つ又取引銀行としまして各県に分れておると、こういう実態のものにつきましては、県に跨がるもの、例えば以西につきましては山口、長崎、福岡、佐賀というふうに県を跨がるものを、ここで特に必要があるものは政令又は主務大臣が指定する形で認めて行きたい、かように考えておるわけでありまして、それからその次は、会員の末尾に書いてありますこの基金に対する「加入は原則として自由であるが、脱退は一定の条件のもとに認められる。」つまり加入は自由であるが、脱退はしかく自由でない、こういう考え方であります。なぜかと申しますと、この基金は

一本として金融機関に対して保証力を持つておるのであります。そこで保証をしておいて、自由自在に脱退して基金を引揚げてしまふということは、丁度抵当の担保物件を入れておいて、金融機関の知らぬ間に担保物件を引出した、こういうことと同じ形になるので、そういう形をとることは、金融機関としては基金の保証能力を疑うということになりますから、保証能力が不明である、こういうことになりまして、入つた以上は、あとで法案でも少し細かく説明しますが、しかし簡単には出られない、こういうことによつて、保証の力を金融機関に対して疑われないような措置を講じて行きたいと、かように考えておるわけであり

すのは、先ほども言いましたように大きければ大きいほど信用力があるのではありませんが、余り小さいと信用力の点において問題があり、基本的には基金を運用する人を賄ふんということでは、折角基金を設けて見ますと一千万円で大體専任職員が一人くらゐ養えるという程度になりますからそのところを限界として考えて行きたいと、かように考えておるわけでありまして、それから業務につきましては中小漁業者の漁業経営の発展に必要な設備資金なり運搬資金の協同組合による転貸の場合、それから銀行から直接貸す場合、それから協同組合自体の事業遂行に必要な資金、こういうものの保証をやるのが主たる業務になって来るわけでありまして、それからこの基金の運営につきましては「会員の出資割合による議決権及び役員選挙権を認める。」こういう考え方であります。これは協同組合法の一人一票主義という建前じやなくして一口一票主義ということになつて参つております。協同組合におきましてはあれは人的結合の団体であります、この基金はむしろ金があるものを言う団体、つまり一定金額の金というものがあつて、それが信用力を持つて融資が円滑になる、こういう考え方のものでありますからして、出資の大きい小さいによつて発言権が違つて来る、こういう考え方であるわけであり

が、併し理論的には剰余金が大きく出て来るということは理論的には考えられて来るわけでありまして、剰余金が出て来ればその処分はどうするか、こういうことでもあります。我々としては、最初漁業権証券の金利に多少毛の生えた程度の利子を考へておつたのであります、それは実質的の配当である、こういうことになつて参りました、配当であるならば免税をするという点は絶対にできない、こういうことではありますので、その税金がこれにかつて来るということは基金の経営を非常に薄弱なものにする、むしろここで配当をしないことによつて税金のほうは特典を頂く、こういうほうが基金の運営上は安全である。こういうふうな考へて配当はしないで、剰余金は全部準備金として積立てる、こういう考へ方にして、税金の免除処置をとつてもらつたわけでありまして、そこでその場合剰余金は全部これに積立てるといふことは、先ほど言いましたように、基金は儲け仕事をしておるわけではありませんで、それだけ配当をしなければ剰余金が出て来る。出るならばその剰余金が出ないよう運用すればよいので、その点は基金の徴収する保証料を下げて行くという形で実質的には変わりはない、こういうことでもつて来ておるわけでありまして、この基金の構成はそういうわけでありまして、次はその基金が保証をしたことについて政府が保証をする、こういうことにはないものであります、一応会計年度の半期ごとに北海道なら北海道基金、或いは長崎なら長崎基金と包括的な契約をやつておく、そうしてその包括金額の範囲内において基金側からこれは

保険にかけるというように通知をして来れば自動的に保険がかかる、こういうことになるわけであり、基金はこれは安全だということになれば別に保険にかけるということではなくてもいいわけであり、その点は基金の選任に任せておる、こういうやり方の保険であります。そこで保険料は中小企業信用保険と同じように百分の三以内で定める、こういうことになつておるわけであり、問題の点は次の保険金額の点であります。先ほど申し上げました七割保険ということは一定の条件が付いておるわけであり、それは但書に書いてあります。この基金の運営については地方公共団体が積極的に支援をして頂きたいということ、それからもう一つは政府も責任保険をやるのだから県も又その責任の一部を負担してもらいたい、こういうこと、それから県も、又外部からの応援でなくして現実の金を以て基金の中に入り込んで応援してもらいたい。このことによつて基金のボリュームが殖え、基金のボリュームが殖えるというところは融資のボリュームが殖える、こういうことになるので、我々としては県の、つまり市町村を併せた公共団体の積極的参加を期待しておるわけであり、その積極的参加の割合と云いますか、参加の程度と云いますか、それに条件が付いて来たわけであり、で、地方公共団体が基金の総額の三分の一、内容的に言いますれば漁業者が出したものの半分、つまり漁業者が百円出せばその半分の五十円、総計百五十円、総計の百五十円から見ますればその三分の一、内容的に見ますれば漁業者の出したものの半分、こ

れだけのものを出すということとを条件として七割の保険をする、ところが一遍にそれだけの金を出すということは公共団体の財政から見ますればむずかしいかも知れませんが、でむずかしいかも知れませんが、一遍に出せとは言わない、少くとも三會計年度に跨がると言いますか、この補正で一回、二十八年で一回、それから二十九年の当初予算に一回、つまり三回の余裕を与えることにして昭和二十九年六月末までに七割の保険を始めて行く、六月末になつて出さなかつたらば保険率は五割に下げる、こういうふうな間接的に保険率のほうから地方団体の応援をせざるを得ないというふうな言ひますか、せざるを得ないという形を持つて来ておるといふのがここでの重要な点であります。

○委員(秋山俊一) 大体法案の要綱について伺いましたが、更に細部に亘つて逐条的の説明もあるわけであり、只今国鉄のほうから津由営業局長が見えましたので水産物の鉄道運賃に関する問題を伺いたいと思ひます。そのあとに、それが済ましてから法案の詳細に亘つての説明乃至は質疑に入りたいと思ひます。

○津田(津田弘孝) 私只今御紹介にあずかりました国鉄の営業局長の津田でございます。只今委員長から今回の国鉄の貨物運賃の改正、又これに伴ひまして国鉄といたしまして計画をいたしております貨物の等級改正につきうふうになつておるかという話があつたのでござい、具体的に鮮魚はどういうふうになつておるかというところを申し上げます前に、何が故に今回の貨物等級改正をするに至つたかといふような問題につきまして極めて概略お話を申し上げなければならぬといふふうに考えておるのでございます。現在の貨物の等級制度は昭和五年に大改正があつたのでございまして、その後戦争中の昭和十五年でございしましたが、その当時の経済事情等に基づきまして一部改正された点はござい、これは極めて小部分でござい、昭和五年のものが今日においても大部分そのまま踏襲されておるといふこととござい、ところが最近に至りましていろいろ等級改正につきまして御要望が非常に各産業から強まっております。前回の国会におきましては貨物等級につきまして新らしい時勢に即応した合理的な、又消費面にバランスのとれた等級改正をすべきである。それが運賃改正の前提であるといふような強い御要望がござい、したのであります。実は今までもそういう新らしい合理的な等級を確立したいといふふうな国鉄といたしましては考えておつたのでござい、何分にも後ほど申し上げますが、めます際に最も重点を置かれますところの貨物が安定したところを知らなかつた、経済が安定したさなために物価が安定しない、従つて等級を作りたにも作りようがなかつたといううな情勢であつたのでござい、まあ幸いに最近におきまして経済も安定いたしました、又物価もほぼ安定をいたしましたので、この機会にかねての各産業からの御要望であり、又国鉄といたしましても考えておりましたところの等級改正を今回断行しようといふことに相成つた次第でござい、で、この等級改正は各産業に對しまし

ていろいろ意味におきまして非常な影響を及ぼしますこととござい、又国民生活にも重大な影響を及ぼしますものでありますので、国鉄といたしましては飽くまでこれが国鉄の独善に陥ることを避けようために、この春に国鉄總裁の諮問機関といたしまして貨物等級審議会という委員会を設置いたしましたのでござい、で、この委員会には各産業の代表的な、勿論水産界からも入つて頂いております。農林関係からも入つて頂いております。それから学識経験者、それから農林省或いは通産省というふうな物資担当の官庁の責任者にもお加わり願ひまして等級審議会を設置いたしました。この四月以来何回も非常に熱心に慎重に御研究を頂きました結果、先頃御答申を頂いたのであります。その答申は二つあつたのでござい、その第一、これを要するに、等級改正につきましてどういふ要素に重点を置いて、どういふ物差で等級改正をするかという点でござい、等級審議会の御答申によりますと、先ず第一には各物資の負担力に基づいて等級を考へるべきである、この負担力に基づいて等級を考へるという点でござい、若千蛇足になるかも知れませんが、例へば国鉄の旅客輸送につきましては、御承知のように一等、二等、三等というふうな等級がござい、併しながら一等、二等は三等に比べて車も設備もいい、その代り運賃も高いといふふうなふうになつておるのでござい、ますが、その貨物の等級はこの旅客の場合と違つておりまして、それ、物資の負担力に基づいてその分に應じて鉄道の貨物運賃を負担して頂く。つ

第十部 水産委員会会議録第九号

昭和二十七年十二月十五日 【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

送りたします際のコストにいたしましても或いは貨車の回転率というような点を考えましても一般の貨車よりは値段も高うございますし、回転率も悪くというふうな関係からいたしまして、経費を余計に要するわけであります。そこでこういつた特殊の貨車を使うような場合におきましては等級の上におきましても考えるべきであるというふうな輸送原価、輸送コストを第二の尺度としておきめになつたのでございます。

いは社会政策上に必要な見地から申しまして、鉄道の運賃なり鉄道の制度なりこの公共性のしむ寄せがされておるといふようなことが事実あつたのであります。そこでこの等級を今度新らしく再編成する場合に当りまして、この公共性に基くところの調整措置といふものはできるだけ小範圍に、極めて限定せられた範圍に限るべきであるといふような点から、特にその答申の中に公共性に基く調整措置といふところに、一般社会生活上日常不可欠のものの項に、

に對しまして余り大きな運賃負担の増になるというようなものにつきましては、關係各省とも相談いたしまして、目下できるだけの範圍内におきましてその調整を図つてゐるというのが、貨物等級改正につきましての全般的な議論と申上げることができると思ふのであります。で、それでは具体的問題に入りまして、一体鮮魚がどういふふうになつてゐるかという点でございますが、先ずこの鮮魚につきましては、従来の等級がどうなつてゐたのが今度の

も積めないのであります。で、そういうものに対しては、私ども軽量減トンと、そういった軽いかさばるところの貨物に対しては、減トンをトシ数、等級の上で操作をいたしておるのであります。そういった軽量貨物に対する特別な考慮から、その九つの等級を更に軽量貨物のために、十、十一という等級を設けまして、前申上げましたのを入れますと、一から十一まで等級があるわけでございます。基本等級が九と、それを公共的な考慮、政策

次に第三点の要素といたしましては、何と申しますか、公共的な考慮と、いうことができるのでございますが、第一の負担力という尺度、第二の輸送原価という尺度に照らし合せまして、一定のクラスイフィケーションができるわけでございますが、更にそれを公共的な見地から位置を考へるという、第三の要素といたしまして公共的な考慮という点が答申の第三番目でございます。ところでこの第三番目の公共的な考慮、公共性に基く調整措置という点が後ほど申上げることと非常に関連があるのでございますが、まあすべていろいろなものに公共性を持つていないものは殆んどないのでございますが、従来鉄道の運賃或いは鉄道の制度につきまして公共性の故に運賃の負担を軽減しておるといふようなものが旅客にも貨物にも非常に多いのであります。旅客につきまして申上げますならば鉄道の定期旅客運賃というものは非常なコストを割つた運賃を以て輸送させられておる。それから貨物につきましても下級の物資につきましても原価割れをして輸送をしておるといふようなことで、いろいろな国家の産業上或

菜、味噌、醬油、大衆魚、薪炭等として特別等級に編入するというような御答申を頂いておるような次第でございます。いずれにいたしましてもこういふ三つの尺度、つまり負担力と輸送原価と公共性、この三つの尺度に照らし合せまして現在の等級表、これはこの一冊にあらゆる物資が分類されてあるのでございますが、この貨物等級表の具体的な物資につきましてそれぞれの新しい等級を当はめて見たのでございます。勿論これは鉄道だけでなしに、農林省或いは通産省とも十分お打合せをしつつ、こういった新しい等級表を作る作業に入つたのでございますが、さてこういった三つの尺度につきましては審議会におきましても何らの御反対もなかつたのでございますが、具体的な物資をさて当てはめて見ますと、この等級は高過ぎるとか、或いは従来に比しまして、著しく運賃負担が多いとか、いろいろなお話なり御意見が出ておるのであります、目下これらにつきましては、理論的にはこういふようなことに相成るが、又實際問題から申しまして、現在

等級と云うなつたかという点を申上げたいと思うのでありますが、従来の等級表によりますと、こでちよつと申上げたいのでございますが、従来は貨物の等級が基本等級といたしまして、五等級あつたのでございます。それに對しまして、先ほど申上げました公共的な理由から、これにまあ割引等級とでも申すべきものを考えまして、それを九等級にいたしております。本来そのものが負担力の面から見ますと、五等級の五に入るところであるけれども、それは公共的な社会政策的な意味を考えまして、それを九等級に入れているというような場合があるのでございますが、従いまして現在の等級は九と、それから更にもう一つ考えなければなりませんことは、鉄道の貨車は十トン車にいたしましたも、十五トン車にいたしましたも、一定のスペース、物理的なスペースがございまして、それ以上には積込めない、従いまして非常に、例えば軽いもの、極端な例で申しますれば、まあ寒天というようなものは、積もうにも十五トン車なら十五トン車になか／＼十五トン一ぱい／＼積めないという、物理的に

輕量貨物に對する考慮から更にそれを十一にしておるといふのが現在の貨物の制度でございます。で、これを指數の点から申上げますと、この一級、現在の貨物の一級は二五〇という指數になつております。それから九級が六八という指數、これが一番の最下位でございますが、更にこれを先ほど申しました輕量貨物のために、特に十、十一級というクラスを設けてまして、その十一級というのが五三という指數に相成つておるのでございます。で、今度新しい貨物等級制度ではどういふうにしたかと申しますと、この一から九までのと申しますか、普通の等級、普通等級といたしましては一から十二ということにいたしましたのであります。それからそれに対しまして、政策的な見地、まあ政策的な割引をするものにつきましては、先ほど等級審議會で答申を頂きましたああいつた數種の物資に限定をしなければならんということでございますが、そういうた政策的な考慮をすべき公共的な措置を講ずべきものとしたしまして、特別の等級を三つ、この十二のほかに作つておる

のでございます。それから先ほど申し上げました貨車一ぱいに積み込まない軽いかさばった貨物、軽量貨物につきましては、現在の等級表ではこの等級の上で考慮しておる。先ほど申し上げました十、十一というクラスを設けております。で、今度はそれをやめまして、輕量貨物につきましては、それ／＼一定の方式によりまして実際の貨車に積んだ場合に、小型貨車に積んだ場合、中型貨車に積んだ場合に、それ／＼の場合に依りまして、一トン二トン、場合によりましては三トン、極めて僅かな例でございますが、四トン減トンするというような操作をいたしております。で、要するに現在の等級制度はまあ／＼な沿革がある、／＼な内容が一本の十一までの等級の中に組み込まれてございまして、が、今度はその組み込まれている要素を一つ／＼はつきり等級表の上ではつきりとして出したいという点が新しい行き方の骨子であるのでございます。そこでつき指の点を申し上げますが、今度はどうなっているかと申し上げますと、今度の一級が二〇でございまして、従いまして上級貨物につきましては、若干下つて来ている。それから一番下の十二級、これが七五ということにいたしております。従来の六八に対するものが七五になっているという点を申し上げたいと思つております。そこで今、等級の話と指の話を申し上げますが、以下鮮魚につきましてどういふふうになつておるかという点を等級と指数によりまして申し上げたいと思つてございます。先ず鮮魚の、下級鮮魚、従来七級、これが改正等級では二十一級、先ほど

私は特別等級が三つあると申し上げたのでございますが、それはまあ鉄道の部内の便宜上二十一、二十二、二十三と番号をふつたわけでありまして、これは別に二十一という字に意味があるわけではございません。そういう番号をふつたというふうにお考え願ひたいと思つております。従つて下級鮮魚は従来七級、指数が八五のものが改正等級では二十一級ということでございます。指数は八五でございます。それからもう一つ、下級鮮魚が一番皆様がたが御関心をお持ちになる点でございます。この点は従来とも指の点におきましては全然変わりはないのであります。それから中級の鮮魚が従来六級、指数が九五のものが、今回は新等級の四級になりまして、指数が一〇、それから従来の上級鮮魚は現在の五級で一〇〇でありましたものが、今度は改正の四級で一〇〇ということになります。中級と上級とを今度は合せまして、新等級では四級という位置にいたしました。一〇、つまり非常に上級な魚、中級な魚につきましては若干高くなつておるけれども、大衆の生活必需品であるところの大宗鮮魚については、現在何ら変りはないという点は私どもは特に考慮をいたしましたのでございます。なおこの下級鮮魚につきましては、それを米と同じ等級に付けろというふうな御意見も一部にはあるのでございますが、これは又後に御説明をすることにいたしたいと思います。

その次に冷凍魚でございますが、冷凍魚の下級、これは現在七級、指数が八五のものが改正等級で二十一級、指数が八五、これも何ら変りがございます。それから中級の冷凍魚、従来の六級、指数が九五が、改正では四級の二〇〇ということになります。それから乾魚、それが従来下級の乾魚が七級の八五が、改正の二十一級でございまして、先ほど申し上げました貨車に減トンを付しまして、小型貨車につきましては、中級な乾魚が、中級貨車、十五トン貨車につきましては一トン減トンをいたしました。七九という数字になつております。従来よりも下級の乾魚につきましては下つておる。それから中級の乾魚につきましては、従来七級の指数が八五が、今回は改正の四級にいたしました。減トンを小型につきまして一トン、中型につきまして二トンの減トンをいたしました。九六と、これは若干上つております。それから上級の乾魚をとりましますと、これは非常に下つております。現行等級では三級で指数一四五でございましたものが、改正等級では四級で指数が一〇〇、一四五が一〇〇に下つておるのでございます。かつお節に至りましては、更に下り方が著しいのでございまして、従来の二級、指数が一九〇のものが、改正では三級の二〇〇と、実に六〇の指の差があるでございます。まあそういうふうな次第でありまして、今申し上げますように、今回の等級改正に

おきましては、大衆魚に對しましては、特に従来の運賃と変らないような措置をとつたという点を御了承願ひたいのであります。それから、従来鮮魚関係につきましては、鮮魚及び冷凍魚の貨物等級適用方という大綱の達しを国鉄で出しまして、高い等級の、従来上中下とございまして、その高い等級の魚と低い等級の魚と一緒に積んだ場合にはどういふふうにとするか、或いは上中下の三品を積み合した場合にどうするかという非常に複雑な規定があつたのでございまして、これが実際の適用上、鉄道の現場の貨物係等におきましては、上中下の区別が現実の問題としてな／＼つきにくいものもあるのと同時に、又この計算法が非常に複雑でございまして、一遍や二遍読んだのでは、何が書いてあるか我々でもわけがわからなくらい非常に複雑な制度になつておりましたので、今回は、この従来の複雑な方式をやめまして、鮮魚、冷凍魚につきまして、従来の下級魚と中級魚を混載したような場合には、七級貨率、これは九五という指数になるのでございますが、そういうものを特別に設けたのでございまして、そのほか鮮魚につきまして御参考になります点は、今回の運賃改正に伴いまして、サービスの改善、制度の改正等、貨物関係につきましては、従来の各方面から御要望のありました点は、殆んど網羅的にこれを取り入れたのであります。そのうち特に魚に關係のあります事項といたしましては、従来列車指定の場合には、普通の運賃に對しまして三割増を取つたのでございまして、今回はそれを二割増に改

めたのでございます。それから、冷蔵車を使われるような場合には、普通の貨率に對しまして一割増の貨率を頂くことになつております。従つて、列車指定をされ、そして冷蔵車に積まれた場合におきましては、二割、一割の合計で今までと變りありませんが、鉄道の配車の都合等からいたしまして、冷蔵車が配給にならない、止むを得ず普通の貨車が配給になつたような場合には、従来は列車指定だとそのまゝ三割でございまして、今回は二割で落す。又列車指定もされない場合におきましては、勿論普通の貨率だけしか頂かないということに相成るわけでございます。そういうふうなのが大体鮮魚について申上げる点でございます。それから、往々この等級改正につきまして業界のほうから御議論のありますのは、魚は生活必需品である、かるが故に米と同一等級に入らるべきであるというふうな御議論が非常に多いのでございまして、米は今回の等級改正に當りましては、勿論従来と同じように、一番下の一番安い等級の二十三級、割引等級のうちの二十一、二十二、二十三の最下位の二十三という等級にいたしておるのでございまして、魚の公共性、或いは生活必需品という点につきましては、国鉄といたしましては、併しおのずから米との間におきましては、生活必需の程度が、おのずから異なるのではないかと、いうような考えを私どももいたしましては持つておるのでございまして、以上。

○委員長(秋山俊一) それでは一応水産庁のこれに関する今までの調査その他、水産課長から。

○説明員(津田弘孝君) 只今国鉄のはうのかたからいろいろ御説明された通りでございますが、この問題につきましては、一昨年でございますが、一昨年三割の国鉄の値上げがあつたわけでございますが、そのときに水産業会から、これが非常に鮮魚の配給その他に大きい影響を与えるというので、いろいろ国鉄に対して奔走したわけでございますが、そのとき三割値上げは止むを得ないが、いづれ等級改正という問題がある。その際に鮮魚の扱いについては十分考慮するから、そういうお話があつたわけでございませう。その国鉄におかれまして、等級改正審議会が設けられて、これに水産関係から入りまして、農林省から官房長が入りまして、いろいろ審議したわけでありまして、これが大部分手聞取るのじやないかと考えておつたところが、急に話が進んで来たようなわけでございませう。その際に一番問題になりましたのは、先ほど営業局長から御説明がございましたが、鮮魚を生活必需品物資として扱うということ、この点でございますが、米麦の、只今御説明があつたようでございませうが、我々が、実は米麦と同じ扱いを受けておるのは野菜なんでありまして、野菜と鮮魚をどうして区別しなければいけなかつたか、そういう点についてこれまで幾度国鉄当局と御折衝申上げたわけでありまして、この点につきましては、大分見解の差もあるようでございませうが、前からのいきさつと、それから例えばCP Sなんか、都市の生活者の家計調査でございませうが、これなんか見ますと、金額におきまして、それから食費の中に占める割合から見まして、魚の

持つウェイトが非常に大きい。生活の品物の大衆性と言いますか、生活必需品と言いますか、そういうものの示すエンゲル係数というのがございませうが、それと同じような傾向を辿つて、やはり魚も同じ傾向を示しておる。と申しますのは、大衆はやはり魚を余計食べておる。これを畜産と比較しますと、はつきりします。それから野菜と比べましては、野菜も勿論同じ傾向を持つておるわけでありませうが、先ほど申しましたように、生計費の中に占める割合が非常に大きい、そういう点からいたしまして、これはどうしてお願いしたい、そういうことを主張しているのです。それから大衆の魚につきましては、これは従来ございまして、多少その後の動きとあつたし、たしまして、そのいゝゆる大衆魚といふものの塩乾品とか第一次加工品であります。そういうものをやはり大衆魚の扱いをしてもらいたい、そういう点を申上げたわけでございませう。それからまぐろとかかじき、かつお、さけ、ます、こういうものは、いわゆる大衆魚といひましたも多少問題があるようにございませうから、この点につきましては、いわし、さんま、あじ、そういうものと、同等でなくともいいわけでございますが、それより多少一、二級下げたところの、やはり生活必需品としての扱いをしてもらいたい。そういう点を主張しているわけなんです。それから漁業用の資材でございませうが、これは漁網とか、水産用の水、水産用の塩でございませうが、これもやはり例の特別の扱いを受けているもの

が、二十一、二十二、二十三と三階級あるものであります。これらのものは二十一級ぐらいの扱いにしてもらいたい、そういう点も申上げたのであります。それから最後に列車指定の問題でございませうが、これが従来三割とられたわけでございます。大体東京の市場なんかの関係で見ますと、九割は指定によりましてとられておるわけですが、これは鮮魚の性質からして当然我々のほうからも必要でございませうが、当然鮮魚はその腐敗性、そういうものから優先輸送をしてもらつて、一定の時刻に市場なら市場に着くようにすべきではないか、そういうことから列車指定の割増についても十分考慮してもらいたい、そういう申入れをしておる。それにつきましては、先ほど営業局長から御説明があつた通りであります。大体私たちがこれまで審議会を通じたり、又直接国鉄当局と折衝しました点は以上申上げた点であります。

○木下辰雄君 これは一つは運輸省、鉄道公社の案であり、一つは水産庁の案がある。これはまだきまつていないわけですね、どうですか。

○説明員(津田弘孝君) ちよつと言葉が過ぎるかも知じませんが、どなたも運賃の値上げに賛成をなさる向きは殆んどないわけでございます。又等級が高いところの位置付けられることに對しまして賛成をされる産業といふものは殆んどないわけでございます。そこで国鉄といたしましては、先ほど来申上げましたような慎重な手続を踏ましまして、一応の案を作つたわけでございますが、個々の産業なり個々の業者、業界から国鉄が直接陳情をされて、それによつて直す、理論的に、合理的に一応弾いたところのものを直すということ、これは避けなければならぬといふふうには考えまして、商工物資、通産物資につきましては、通産省の企業局長を窓口、勿論通産省を窓口にはたし、又農林物資関係におきましては農林省を窓口にしたしまして、そこでそれらの所管の産業、所管の業界の間を調整して頂くといふような手だてを講じておる次第でございませう。従いまして私どもが窓口といたします通産省の部局或いは農林省の部局との間におきましては、完全に了解を遂げたというわけではございませうが、おのの物資の持つところの地位、或いは社会公共性という点から、まあ現在の国鉄のあり方から、あれが妥当であるといふような方向に向つては進んでいこうと思つております。勿論それだけの所管の局等におきましては、それに対して御異議があるかも知れませう。一応窓口として頂戴してございませう。ところで、大体調整をいつあるというふうな状況でございませう。なお申しおくれましたが、先ほど水産課長からお話のございました漁網につきましては、特段の手段を講じておりまして、今回の等級改正で割引等級の中に編入をいたしている次第でございませう。

○木下辰雄君 私はきまつたか、きまつたかといふことをお尋ねしたので、きまつていませうね、はつきりは。

○説明員(津田弘孝君) 目下作業中でございます。

○木下辰雄君 今水産課長の御説明のように、水産庁のあれを見ますと、大体において私どもの意見と非常に一致せず、今後これをもう少し加味して更に改正案を直すという意思はないですか、鉄道公社に。

○説明員(津田弘孝君) 勿論まだ作業中でございませうから、十分お打合せいたしたいと思つております。併しなからこれは農林全体の物資の間における全部のバランス、或いは通産物資の間におけるバランス、全体としてのバランスという点から考えまして、十分調整はしたいとは思つておりますが、やはり合理的に考えまして、おのづからそのものが置かれる位置というものはあるだろうといふふうに考えております。

○木下辰雄君 この表に書いてあります生活必需品の二十三級、先に御説明では米麦、米麦と言つておりましたが大根であるとか、その他生鮮の野菜は全部含まれておるようです。こういう野菜と水産物とを差を付けるというのはどういふのですか。

○説明員(津田弘孝君) これには先ず沿革的な問題を申上げなければならぬと思つてございませう。米はさておきまして、今お話のございました野菜でございませう、生鮮野菜これは現在の等級におきましては勿論政策的な公共的な考慮を執つておるのであります。先ほど私が申上げた基本の等級から申しますとそれは五級でございませう。その五級に對しまして、これをさういふ社会的な理由から、政策的な考慮からいたしまして、現在は十級に相成つておるのでございませう。それに対して、今申しました鮮魚、冷凍魚等の類は基本の等級が四でございまして、それに政策的な考慮を加えて、七

という等級になつております。五の十、四の七という点から申しまして、おのずから現在の等級の中におきましても、高低の差があるわけでございまして、今回の等級改正につきましても、やはりそのような点を考慮いたしまして、例えばそれでは野菜を更に現在の二十三級でなしに二十一級、これは生活必需品であることは間違いないと思つて、二十一級というようにな点を持つて行くことも可能ではございまいしょうけれども、やはり従来の沿革から申しまして、余り急激な負担をかけるということも避くべきであるというふうな考え方からいたしまして、野菜は従来通り最低の二十三級にいたしておるのでございまして、それに対して鮮魚は二十一級の指数的に申しますと八十五というところに相成る、これはまあ沿革もございまして、それからまあ野菜と魚とをいふたような点につきまして、農林当局ともお打合せをした結果、今の作業といひましては、そういうふうなことに相成つてゐるわけでありまして。

○木下 展雄君 只今基本々々と言われますが、鉄道運賃の改正という要するに等級改正ということになれば、前の基本なんというものは一応度外視して、新たに物資の負担力、輸送力の原価、公共的な考慮という三点から検討して新たに作るべきものと思つた。そうすると私は野菜と鮮魚とを区別した理由もわからぬ。更に又木炭とか或いは薪とかそれが二十二級であつて、生鮮食料品は二十一級であるということもどうも合点が行かない、その辺の考えはどうですか。

○説明員(津田弘孝君) 私どもといった

しましては、先ほど申し上げましたような一つの基準に照らしまして、完全な新しい等級の編成をいたしたいというふうな考へておつたのでございまして、それがよろしければ、勿論そういうふうにするれば、一番合理的なものになるだらうと思つたのであります。やはりこういつたものにつきましては、現在の運賃負担よりも著しく殖える、これは本場に殖えるものがあるものでございまして、そういうふうなものにつきましましては、農林、通産両当局からの御申入れもありましたし、又等級審議会の答申の中にも、従来に比して余り著しい変革を与えるものについては、考慮すべきであるというふうな答申も頂いてゐるというふうな関係から申しまして、先ほど申しました尺度からのみ新しい等級を作るといふことはいたしません。やはりそこには沿革といふようなものを或る程度入れることのはうが、実際の産業の事情或いは取引の事情にも適するのではないか、こういうふうなふうな考へて、そのようにいたしました次第であります。

○木下 展雄君 水産庁にちよつとお伺いしますが、大体鉄道側の御説明は前の運賃を大抵基準にして上下した、これは答申に基いてやつておるといふお話で、それは一応理由があるかも知れませんが、私どもは今の運賃が非常に不合理であつた、これを根本的に改正して初めて公平なる前の三件に合つた新たな等級ができる、こう思つておりますが、只今水産庁次長の説明されましたことを私も非常に首肯するのですが、これを水産庁は最後まで通して御交渉される意思があるかどうか、お伺いしたい。

○説明員(岡井正男君) 只今木下委員からの御尋ねであります、私のほうには営業局長とはいささか相違いたしておりました、一応官房長のほうで農林一般につきまして代表的なものとして折衝に当たられたのでございまして、水産について非常に同情的にしておつた二十一年、二二までしか考へる余地がないと言われておりますが、最終に割切つたのではないと只今局長の答弁もございしたので、なお私のほうはいろいろな観点からその局に当たられる御当局のほうへは粘り強く交渉を重ねたい、こういう氣持を持つております。

○木下 展雄君 只今水産庁次長の答弁、私非常に満足するのですが、少くともこの大衆魚類は薪や木炭より上に持つて来るべきことは当然だと思つた。その点は一ツ通産省へ十分御折衝の上立派な等級を作られることを切に希望いたします。鉄道のほうにもお願いしたいと思つてゐます。

○委員長(秋山俊一君) 私からも一つ伺いたいのですが、現在政府といひましては、日本の食糧問題といふものに対して非常な自給態勢を作らうといふことで、あらゆる施策を練つておるわけでありまして、これは政府に限らず国民一般として日本の食糧が非常に不足しておるというところは、これは誰しも認められるところであつて、これが増産のためには相当の大きな経費を使つてでもやろうという現在の状況であるわけでありまして、我々水産関係の者といひましては、ただ米麦を一生懸命やつて見たところで、おのずからこの陸地の面積といふものには限りがある。ここに水産物といふものが

かなりたくさんのものであつておる。而も日本国民は水産物によつて健康を保持してゐると言つてもいいくらいであります。この水産物が相当今外国に輸出されておる。この輸出されておるものを国内で消費するようにすれば、米麦はよほど緩和されるのではないかと。殊に私は農村に向つて水産物をどんと持ち込んで、できるだけ農民に水産物を食べさせるようにしたい。そうするといふと、従来に米を食つてばかりいた連中が、相当その面において節約されることは、これはもうはつきりしてゐる。我々が人を使つて見ても、農村から来た者は米ばかり食つてゐるが、魚その他野菜を相当供給するといふと米の量がぐつと減つて来る。そういう事例はこれは言わなくてもわかつてゐることでありまして、ただ如何せん水産物が比較的高いといふことかから農村に欲しくても受入れられぬ現状にある。それで我々としては、これらの水産物の価格をできるだけ下げ、水産物を生産する漁業者も引合ふといふところにこれを持つて行くならば、今日の食糧といふものはかなり増産と併行して米麦といふものが余裕ができて来る、こういうふうに私は考へる。そこでこの水産物を取扱うところの中間の経費もできるだけ節約をすべきものと思つたのですが、今木下委員から頻りに質問のありましたように、この水産物といふものが野菜とは別扱いを受けるというところは、どうしても私どもには合点が行かない。殊に大衆魚といふものは我々が一番切實に感じたのは戦時中に水産物が少かつた場合、如何に我々の地位を落すかといふ

こともこの蛋白質給源の如何によつて現われておる。そこで鉄道運賃のごときにおきましても同じように非常に国民の保健に大事な水産物が野菜と運賃が違ふといふことではどうしても納得が行かない。これは運賃の改正の際に當つて、戦前の比較的日本に食糧の豊富であつた時代と今日とは非常に世の中が違つてゐるんです。そこで従来の運賃のまあきめ方の行きがかりをとかく言うことは当たらない。今日は時勢が變つておる。日本の国情が變つておる。従つて私どもの希望としてはどこまでも水産物は野菜や米と同じようなところに持つて行つて何ら都合はない、こう思つてゐます。従つてこの等級決定がまだ確定をしていないことは非常に仕合せでありますので、国鉄においてもこの点は現在の日本の国情と脱皮合せ、殊に現在の政府が食糧問題を非常に重く取上げておるということと考へ合せて、水産庁の主張している点を一ツ受入れるように操作をして頂きたいと、私はかような希望を持つております。これはあらゆる面において日本の食糧の解決といふものはやつて行かなければ、平時にはいいが、いざとなつたときには非常に困る問題であるので、我々にはたとへ輸出の水産物をとめても国民にこれを提供するならば、米を買ふ金はいくらと少くとも、こう思つたわけですが、如何せん値段が高い。この間も水産庁長官にいろいろ私話して見たが、戦後においては農村に約五割ぐらゐる魚が利用される率が殖えたといふことであります。これは運賃を安くする、その他の経費を安くしてもつと農村に水産物を供給するならば、食糧の緩和はかなり私はできる、こうい

う、観点にありますので、我々としては政策的にもこれを推進すべきものだと思いますので、関係当局もそういう点十分考慮して頂きたい。これは単なる漁業者の経済の問題でなくて、国民の保健と食糧の面から一つ考えて頂きたい。水産庁もこの面においてうんと主張して頂く。これは決して水産業者の経済という面だけでなく、もつと大きな見地に立つて見て頂きたい。こういうことを私は希望しておきたいと思ひます。

○説明員(津田弘孝君) 只今の委員長のお話はよくわかるのでございます。いささか沿革的に申しますと、鮮魚は戦前におきましては上中下というような區別をしておられたのでありまして、それが戦前指数が一〇であったのであります。それを先年魚の一本の分を九五というところまで下げたのでございますが、更に昨年の運賃値上げの際にこれを上中下というふうに分けまして下級魚につきましては八五というふうな指数に持つて行つたのでございます。一一〇が漸進的に八五まで下つて参つたのであります。一方野菜につきましては今回の等級改正によりまして例えば大根について例を申しますならば指数六〇のものが今度は七〇に上つて来ております。それから菜類におきましては従来六〇のものが六五に上つて来ておるといふような次第でございます。だん／＼とまあ野菜、魚といふようなものが接近する傾向にはあるわけでございます。なお従来の沿革等もございまして、現在のところでは私も今考えておるといふところが程よいところではないかというふうに考えておる次第でございます。

なお申添えたいと思ふのでございすが、今国民の食生活の上におきまして鮮魚が如何に重要な役目を果しておるかといふような点につきましては、先ほど来い／＼とお話がございますが、何ら異論はないのでございしますが、私もどなたもいたしましてはこういつた運賃の軽減も勿論大事でございますが、それより以上に国鉄といたしまして大事なこととは、貴重なる鮮魚といふものをもつと早くそうして生鮮な状態の下に輸送するといふことが国鉄の責任ではないかといふふうなことを考えておるのでございします。従いまして現在予算等が非常に苦しい際ではございしますが、冷蔵車の整備といふような点につきましては、来年も更に一般の貨車は押えるにしても冷蔵車は作つて行かなければならぬといふようなことを我々は寄る寄り話をしておる次第でございます。これによりまして鮮魚の輸送について国鉄として更に貢献をして参つたといふのでございします。改訂策につきましては先ほどその一端を申し上げたのでございしますが、運賃負担の軽減と同時に、こういった設備の面或いは制度の面につきましても鮮魚の重要性から考えまして十分今後推進をさせて頂きたいといふふうなことを考えております。

○木下辰雄君 只今の局長の御説明は私も了承するので。勿論さういふこともやつてもらわなければならぬのですが、どうもこれを見ますと、そうじやないのかも知れませんが、これに物は二十一というふうな書いてございしますが、余りに水産物の待遇が悪い、これは日本における唯一の蛋白質資源であつて、私は生活必需品としては米麦と並び称せられるものは水産物であると思ふ。それが大根や野菜よりも、又新やなんかよりも低いといふことはどうも我々合点が行かない。だからこの際当委員会としては私はこれに対する態度を決定して当局に向つて意思表示をする必要があると思ふが如何ですか。皆さんの御意見は御異論なければ委員長の方でそのようにお取計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(秋山俊一君) この問題につきましては今日初めて伺うわけでありますが、もう少し具体的に検討しまして如何なるものをどこに持つて行くかといふようなことまで我々検討する必要がありますが、一体これをいつ決定するのでか。

○説明員(津田弘孝君) 御承知のように鉄道は非常に全国的に営業をやつておりますので、こういった制度の変更につきましては非常にさ／＼な準備の段階が必要なのでございまして、これによりまして新しい等級表を作る、又新しい貨率を、これは運賃法の中に規定されておりますので国会の議決を待たなければならぬのでございします。それからい／＼な制度につきまして実際の現場の貨物係がこれに習熟をいたしまして、新しい貨率、新しい制度を適用するといふことになるわけでございます。どうしましてもその間に相当の日数を要する次第でございます。従いましてこの貨物等級の決定につきましても余り長い間これを延ばしておくといふようなことはできません。もうこの数日の間にはこれを決定して新しい制度、新しい

い等級の適用について現場の遺憾のないように、又各産業界に御迷惑のからないうちにいたしたいと考えております。

○木下辰雄君 時期に間に合うように一つお取計らいを願ひたいと思ひます。

○千田正君 国鉄から局長が見えておりますから一応聞いておきたいと思ひますが、先ほど鮮魚の輸送につきまして輸送車その他の確保、輸送ルートの確保、或いは車の数の確保といふことについてしよつちやう考えておられるようですが、駐留軍が減少し、独立後の日本におきましては、占領軍がおられた当時とは違ひまして、相当の数の車両が、多少民間或いはその他に廻すような数が殖えたと思ひますが、そういう状況について簡単でよろしうございしますから、占領軍が日本におつた当時と現状とはどれだけ一休差があるかといふ点をお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(津田弘孝君) 只今のお尋でございしますが、相当数の冷蔵車が従来占領軍によつて接収をされておつたのでございします。又今日におきましてもなお彼らの専用に使されておる数量は相当多いのでございしますが、それが最近にどのようになつて参りましたかといふ具体的な数字につきましては、いい加減な数字で申上げるのもどうかと思ひます。具体的な数を早速取調べまして、明日でも御返事させて頂きたいと思ひます。

○千田正君 それに関連しまして御承知のごとく今炭炭のストであるとか、或いは電産のストだとかいふ年末に際してのストが行われておつて、相当輸

送能力の上においても狂いが生じて来ておる。特に鮮魚の輸送等に対しては、或る意味において支障を来たしておると思ひますが、今あなたのお答えになりましたように曾つて占領軍が使用しておつた冷凍車或いは鮮魚輸送車が一応返還されたものとするならば、この年末の輸送には差支えない程度に廻されるのかどうか、その点はどうかあります。

○説明員(津田弘孝君) その点は今後の炭炭ストの推移にもよる次第でございしますが、私も今伺ひたしております第三次の列車削減の心配、現在はその段階にあるわけでありまして、旅客におきましても、貨物におきましても標準の列車キロに對しまして旅客は約三割、貨物は三割三分だつたと記憶いたしておりますが、その程度の削減をいたしておるのでございします。併しその中で鮮魚その他の急送輸送につきましては、これを優先的に確保するように指令をいたしておるのでございします。又従来鮮魚列車と稱しております急送の貨物列車のごとき筋はこれを消しておらないのでございします。

○委員長(秋山俊一君) 私ども本日初めてこの問題に取つ組んだわけでありますが、頂いた資料によりましてもう少し検討しまして、更にこの問題を研究したいと思ひますが、委員のかた如何でしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(秋山俊一君) それでは御異議がないようでしたら次回にもこれを續けて検討するといふことにいたしたいと思ひます。

それでは今日は運賃に関する問題は

その程度にしておきます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め

て。それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時二十九分散会

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、中小漁業融資保証法案

中小漁業融資保証法案

中小漁業融資保証法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 漁業信用基金協会

第一節 通則(第三条―第九条)

第二節 会員(第十条―第十九条)

第三節 管理(第二十条―第四十四条)

第四節 設立(第四十五条―第五十二条)

第五節 解散及び清算(第五十三―第六十四条)

第六節 監督(第六十五条―第六十九条)

第三章 中小漁業融資保証保険

(第七十条―第七十八条)

第四章 罰則(第七十九条―第八十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付について漁業

信用基金協会がその債務を保証し、且つ、その保証につき政府が保険を行う制度を確立し、もつて中小漁業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小漁業者」とは、左に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であり、且つ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。)の合計総トン数が千トン以下であるもの

2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会(以下「信用漁業協同組合連合会」という。)、銀行(日本銀行を除く。及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。

第二章 漁業信用基金協会
第一節 通則
(法人格)
第三条 漁業信用基金協会(以下「協会」という。)は、法人とする。
(業務)
第四条 協会は、左に掲げる業務を行う。
一 左に掲げる資金の借入による

金融機関に対する会員の債務の保証

イ 会員たる漁業協同組合がその組合員たる中小漁業者に対しその漁業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員たる中小漁業者がその漁業を営むために必要な資金

ハ イ及びロに掲げるものを除く外、会員たる水産業協同組合がその事業を行うために必要な資金

二 第七十七条第二項の規定により政府から委託を受けた業務

三 前三号の業務に附帯する業務

(区域)
第五条 協会の区域は、都道府県の区域による。但し、主務大臣が特に指定したものにあつては、その指定する二以上の都道府県の区域を包括した区域による。

(住所)
第六条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)
第七条 協会は、その名称中に「漁業信用基金協会」という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に「漁業信用基金協会」という文字を用いてはならない。

(登記)
第八条 協会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(事業年度)
第九条 協会の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二節 会員
(会員たる資格)
第十条 協会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

一 漁業協同組合

二 漁業生産組合

三 漁業協同組合連合会(信用漁業協同組合連合会を除く。次項第三号において同じ。)

四 一年を通じて九十日以上漁業を営む個人

五 第二条第一項第四号に掲げる者

2 第五条但書の規定により指定された区域をその区域とする協会にあつては、会員たる資格を有する者を、左に掲げる者であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの及び協会の区域の一部をその区域とする地方公共団体に限ることができ。

一 政令で定める漁業であつて定款で定めるもの(以下「特定漁業」という。)を営む者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合

二 特定漁業を営む漁業協同組合及び漁業生産組合

三 前三号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合連合会

四 前項第四号及び第五号に掲げる者であつて特定漁業を営むもの

3 地方公共団体は、協会の会員にならうとするときは、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(出資)
第十一条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 前項の金額は、五万円を下つてはならない。

4 出資は、漁業権証券又は現金をもつて、出資の各口につきその全額を払いこむものとする。

5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて協会に対抗することができない。

6 会員の責任は、その出資額を限度とする。

7 協会の出資の総額は、政令で定める金額を下つてはならない。

(持分の譲渡)
第十二条 会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

5 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有する者が協会对し定款で定める期間内に加入の申出をし、協会がこれを承諾したときは、第十五条の規定にかかわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合には、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

6 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(議決権及び選挙権)
第十三条 会員は、出資一口につき一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第三十一条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を協会上に提出しなければならぬ。

(加入)

第十四条 会員たる資格を有する者が協会上に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならぬ。

第十五条 協会上に加入しようとする者は、定款の定めるところにより、加入につき協会の承諾を得

て、引受出資口数に應ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(脱退)
第十六条 会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、且つ、総会で弁明する機会を与えなければならぬ。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもちてその会員に対抗することができない。

第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 協会が当該会員の債務を保証していること。

二 協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

三 協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知したことに。

四 協会が保証契約を結んでいる金融機関が協会对し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。会員は、前項の規定により脱退

しようとするときは、六月前までに協会上に告示しなければならぬ。

3 協会は、前項の規定による告示があつたときは、第一項第四号の金融機関に対し、当該会員の脱退につき異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による告示があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく)、催告しなければならない。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りではない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により協会が既に当該金融機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

(脱退者に対する払戻)
第十八条 会員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 会員が脱退した時に協会がその債務を保証しているとき、又は当該会員に代つて債務を弁済したことににより取得した求償権を有しているときは、協会は、その債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで又は当該求償権に係る債務が完済されるま

では、定款の定めるところにより、その者に対し前項の払戻を停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払戻を停止されたときは、払戻を請求することができるようになつた時)から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(出資口数の減少)
第十九条 会員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、前二条の規定を準用する。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)
第二十条 協会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所所在地

五 業務

六 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及び払戻の方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金に関する規定

十 役員の数、職務の分担並びに選挙及び委嘱に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

(業務方法書に記載すべき事項)
第二十一条 協会の業務方法書には、左の事項を記載しなければならない。

一 被保証人の資格及び保証に係る借入資金の用途

二 保証の範囲

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証の金額の合計額の最高限度

五 保証に係る借入の期間の最高限度

六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証の申込及び承諾並びに保証契約の締結に関する事項

八 保証債務の弁済の事由、弁済の時期その他保証債務の弁済に関する事項

九 保証契約の変更に関する事項

十 中小漁業融資保証保険の付保に関する事項

十一 求償権の消却に関する事項

十二 違約金に関する事項

十三 委託業務に関する事項

(規約で定めるところ)
第二十二条 左の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員の数)
第二十三条 協会上に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

(役員)の選挙及び委嘱)

第二十四条 役員は、定款の定めるところにより、左に掲げる者のうちから総会で選挙する。

一 会員たる漁業協同組合若しくは漁業生産組合の理事若しくは組合員(准組合員を除く。)(又は会員たる漁業協同組合連合会の理事)

二 会員たる漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)の代表者又は会員たる個人

三 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

2 役員は、無記名投票によつて行ふ。

3 投票は、出資一口につき一票とする。

4 前三項の規定により選挙される理事の外、協会は、定款の定めるところにより、金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができ。但し、その数は、理事の定数の五分の一をこえてはならない。

5 設立当時の役員は、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、創立総会で選挙し、又は委嘱する。

(役員)の任期)

第二十五条 役員は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員)の兼職禁止)

第二十六条 何人も、理事、監事及び

び協会の使用人のうち二以上を兼ねてはならない。

(理事)の自己契約等の禁止)

第二十七条 協会の理事と契約をするときは、監事が協会の代表する。協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第二十八条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十九条 会員が総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会招集の手続をとらなければならない。

第三十条 理事の職務を行う者がな

いとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(会員に対する通知又は催告)

第三十一条 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときはその場所)にあてれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到

達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十二条 理事は、定款、業務方法書、規約及び協会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 会員及び協会の債権者(協会が保証契約を結んでいる金融機関を含む。以下同じ)は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び協会の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常総会に提出

するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員)の解任の請求)

第三十四条 会員は、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の連署をもつて、役員(の解任を請求することができ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反したことを理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第二十九条及び第三十条の規定を準用する。

5 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、総会の会日から一週間前までに、当該請求に係る役員に第三項の書面又はその写を送付し、且つ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

(役員に関する民法の準用)

第三十五条 役員については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び

第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

(参事及び会計主任)

第三十六条 協会は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所での業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の義務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

第三十七条 会員は、総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の一週間前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の決議事項)

第三十八条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 規約の設定、変更及び廃止
- 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案
- 六 不動産の取得

- 2 定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可の申請があつた場合には、第五十条の規定を準用する。

(総会の議事)

第三十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長は、総会として議決する。

- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(特別決議事項)

第四十条 左の事項は、総会員の半数以上で、且つ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 協会の解散又は合併
- 四 会員の除名

(総会に関する民法の準用)

第四十一条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(余裕金の運用)

第四十二条 協会は、左の方法以外の方法により、その余裕金を運用してはならない。

- 一 定款で定める金融機関への預金
- 二 国債証券、地方債証券又は定款で定める金融機関の発行する債券の保有

(業務の委託)

第四十三条 協会は、業務方法書の定めるところにより、その業務(債務の保証の決定を除く)の一部を左に掲げる者に委託することができる。但し、第一号又は第四号に掲げる者に委託することができるときは、保証債務の弁済により取得した求償権の行使(違約金の徴収を含む)に関するもの及び第七十七条第二項の規定による委託に係るものに限り。

- 一 漁業協同組合
- 二 漁業協同組合連合会
- 三 金融機関
- 四 前三号に掲げる者を除く外、協会が適当と認める者

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第十条及び第八十七条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

(準備金)

第四十四条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

第四節 設立

(発起人)

第四十五条 協会を設立するには、第十条第一項に掲げる者(地方公共団体を含む)で協会の会員にならうとするもの十五人以上が発起人とならなければならない。

(設立準備会)

第四十六条 発起人は、あらかじめ、協会の区域及び会員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第四十七条 設立準備会では、前条第一項の目論見書に定める会員たる資格を有する者であつて出席したものの(地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人にあつては、その代表者、第三項において同じ)のうちから定款及び業務方法書の作成に当るべき者(以下「定款作成委員」という)を選任し、且つ、区域、会員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

- 2 定款作成委員は、十五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、前条第一項の目論見書に定める会員たる資格を有する者であつて出席したものの過半数の同意をもつて決する。

(創立総会)

第四十八条 定款作成委員が定款及び業務方法書を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 発起人及び協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受をしなければならぬ。

4 定款作成委員が作成した定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会では、前項の定款及び業務方法書を修正することができ。但し、区域、会員たる資格及び出資一口の金額に関する規定については、この限りでない。

6 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出席したものの半数以上で、且つ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上となるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十三条及び民法第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「出資」とあるのは、「引き受けた出資」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)

第四十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第五十条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われ、中小漁業の振興に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が法令又はこれに基く行政庁の処分違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三 区域及び会員資格を同じくする他の協会が既に設立されているとき。

(理事への事務の引渡)

第五十一条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務の引渡を受けたときは、遅滞なく、第四十八条第三項の規定による出資の引受をした者に対し、そ

の出資の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第五十二条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによって成立する。

第五節 解散及び清算

第五十三条 協会は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 協会の合併

三 協会の破産

四 第六十七条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、解散の決議の手続が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

(合併の手続)

第五十四条 協会が合併しようとするときは、総会で合併を議決しなければならない。

2 合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第五十条の規定を準用する。

第五十五条 協会は、合併の決議をしたときは、その議決の日から二週間以内財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の

期間内にこれを述べねば旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十六条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、協会の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手続)

第五十七条 合併によつて協会を設立するには、各協会の総会で会員(地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人にあつては、その代表者)のうちから選任した設立委員が共同して定款及び業務方法書を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、理事にあつては第二十四条第一項及び第四項に規定する者のうちから、監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから選任しなければならない。但し、同条第四項に規定する者のうちから選任される理事の数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十条の規定を準用する。

選任については、第四十条の規定を準用する。

(合併の時期)

第五十八条 協会の合併は、合併後存続する協会又は合併によつて成立する協会がその主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十九条 合併後存続する協会又は合併によつて成立した協会は、合併によつて消滅した協会の権利義務(当該協会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第六十条 協会が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第六十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第六十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、各会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により会員に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果

なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第六十三条 清算事務が終了ときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(二)清算人等の報酬)、第三十五條ノ二(清算人等の報酬)及び第三項(意見の聴取等)、第三十六條前段(清算に關する事件の管轄)、第三十七條(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三十八條(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第六十条」と読み替へるものとする。

第六節 監督

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第六十五条 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することが出来る。但し、受

託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

(業務又は会計状況の検査)

第六十六条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 主務大臣は、協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することが出来る。この場合には、前条但書の規定を準用する。

(法令等の違反に対する措置)

第六十七条 主務大臣は、第六十五条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行つた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その協会に対して、役員

の解任、事業の停止、定款、業務方法書又は規約の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

協会の解散を命ずることができ
る。

(議決、選挙又は当選の取消)

第六十八條 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から三十日以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合には、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

(主務大臣)

第六十九條 この章で「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。但し、第六十五條及び第六十六條に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣が各々単独に行使用することを妨げない。

2 この章に規定する主務大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第三章 中小漁業融資保証保険

(保険契約)

第七十條 政府は、会計年度の半期ごとに、協会の相手方として、その協会が第四條第一号に掲げる債務の保証をしたことを政府に通知することにより、その協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と協会の間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、協会が借入金につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代つてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつて協会の協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十とし、その他の協会については、百分の五十とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした金額の総額は、各協会を通ずるその合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければならない。

(保険料)

第七十一條 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第七十二條 政府が第七十條第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代つて弁済をした借入金の額から協会がその支払の請求をする時まで被保証人に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び遅延金）を除くことができる。以下同じ。）を行使用して取得した額を控除した残額に、同条第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使用して取得した額は、協会が借入金の外利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使用して取得した総額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

(保険金支払の請求)

第七十三條 協会は、保険事故の発生の日から三月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

3 政府は、特別の事由がある場合を除き、第一項の請求のあつた日から三十日以内に保険金を支払うものとする。

(保険金支払に伴う代位)

第七十四條 政府は、前条第一項の請求があつた場合において、保険金の全額を支払つたときは、協会がその請求をした時に有していた当該求償権について、第七十條第三項の一定の率の割合で協会に代位するものとし、当該求償権の効力及び担保として協会が有していた一切の権利を行うことができる。

(協会の求償)

第七十五條 協会は、第七十條第一項の保険関係が成立した保証に基づき被保証人に代つて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

(契約の解除等)

第七十六條 政府は、協会がこの法律若しくはこれに基く命令の規定

又は第七十條第一項の保険契約の条項に違反したときは、同項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は將來にわたつて保険契約を解除することができる。

(業務の委託)

第七十七條 政府は、政令の定めるところにより、第七十條第一項の規定による通知の受理その他この章の規定に基づく業務の一部を農林中央金庫に取り扱わせることができる。

2 政府は、第七十四條の規定による権利の行使の業務を当該協会に委託することができる。

3 前二項の場合において、その業務に従事する農林中央金庫又は協会の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の管理)

第七十八條 この章に規定する政府の業務は、農林大臣が管理する。

2 農林大臣は、第七十條第一項の保険契約を締結しようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第七十九條 第六十五條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十六條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 協会又は受託者の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその協会の業務又は受託者の受託した業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第八十條 左の場合には、協会の役員又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合においてその認可を受けなかつたとき。

二 第八條第一項の規定に基く政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基く協会の行うことができる事業以外の事業をしたとき。

四 第十四條の規定に違反したとき。

五 第二十六條の規定に違反したとき。

六 第二十八條第一項、第二十九條又は第三十條の規定に違反したとき。

七 第三十二條又は第三十三條の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第三十四條第四項若しくは第五項又は第三十七條第四項の規定に違反したとき。

九 第四十四條の規定に違反したとき。

十 第五十五條又は第五十六條第

二項の規定に違反して協会を合併したとき。

十一 第六十一条又は第六十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十四条で準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第六十四条で準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第六十四条で準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第八十一条 第七條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「水産業協同組合」の下に、「漁業信用基金協会」を加える。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「漁船再保険事業」の下に、「中小漁業融資保証保険事業」を加える。

4 水産庁設置法（昭和二十三年法律

第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「協同組合」の下に、「漁業信用基金協会」を加え、同条第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 中小漁業融資保証保険に関する事務を処理すること。

第四条第二号中「協同組合」の下に、「漁業信用基金協会」を加え、同条第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中小漁業融資保証保険に関する事務を処理すること。

五 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二二号）」の次に次のように加える。

ソ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第 号）

六 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合、」の下に「漁業信用基金協会、」を加える。

七 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「水産業協同組合共済会、」の下に「漁業信用基金協会、」を、「水産業協同組合

法、」の下に「中小漁業融資保証法、」を加える。

八 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ四の次に次の一号を加える。

九ノ五 漁業信用基金協会ノ発スル証書、帳簿

九 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「漁船保険中央会、」の下に「漁業信用基金協会、」を加える。

十 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「漁船保険中央会、」の下に「漁業信用基金協会、」を加える。

十一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「漁船保険組合、」の下に「漁業信用基金協会、」を加える。

十二月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁場の演習場指定反対等に関する請願（第八二四号）

一、高知県久礼漁港船だまり改修工事施行に関する請願（第八二五号）

一、長崎県山崎港の第一種漁港指定に関する請願（第八二六号）

一、北海道本直漁港修築工事施行に関する請願（第八三九号）

一、北海道砂原漁港修築工事促進に関する請願（第八九一号）

一、三陸津波の漁業等被害対策に関する請願（第八九三三号）

一、米軍徳山貯油所沿岸海面立入禁止に伴う漁業損害補償等の請願（第九五四号）

一、岩国市姫子島駐留軍演習場の漁業禁止全廃等に関する請願（第九五五号）

一、長崎県鯛の浦湾の第四種漁港指定に関する請願（第一〇〇〇号）

一、山口県の漁港整備促進に関する陳情（第二三九号）

一、漁港修築費予算増額に関する陳情（第二六三三号）

第八二四号 昭和二十七年十二月一日受理

漁場の演習場指定反対等に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内九ビル四七六日本海漁業協議会内 鍋島熊道

紹介議員 木下 辰雄君

戦後多くの漁場を失つたわが国が、増大した人口をかかえて食糧自給を確保するためには漁業にまつところが極めて大きいが、全国各地にわたる占領軍の演習によつて、漁業者のこうむる損害はじつに大額に上つてゐる。しかも終戦以来の六箇年に補償された額はわずかに四億二千万円に過ぎず、しかも駐留軍の演習場指定はますます拡大されつつあるから、（一）演習場の指定に漁民の意見を尊重すること、（二）損失の補償を速急に即し、しかも手続を簡単にすること、（三）操業制限を受けた漁民の生業安定を図ること等の施策を講ぜられたいとの請願。

第八二五号 昭和二十七年十二月一日受理

高知県久礼漁港船だまり改修工事施行に関する請願

請願者 高知県高岡郡久礼町 六、七八一の二久礼町 漁業協同組合長 竹田 十太外一名

紹介議員 木下 辰雄君

高知県久礼漁港は、約三千坪の船だまり場を持つてゐるが、この船だまりが久礼川の河口にあるため、増水時の逆流による土砂流入によつて、二千坪が常時使用できず、同港に船籍を持つ二百三十五隻の漁船の内十トン以上の漁船は、二キロ離れた鎌田港をけい船場としており、関係漁業者の損害は極めて大きなものとなつてゐるから、同港船だまりの改修工事を施行せられたいとの請願。

第八二六号 昭和二十七年十二月一日受理

長崎県山崎港の第一種漁港指定に関する請願

請願者 長崎県雲岐郡石田村 長 松永英太郎外一名

紹介議員 木下 辰雄君

長崎県雲岐島附近の海域は、四面を暖流に囲まれ、漁族の宝庫として年々巨額な水産高を示している。従つて同地方唯一の漁港である山崎港は、出漁船の根拠地として発展の途上にあるが、漁港としての諸施設が極めて不備な状態にあるため、生産品の品質保持や暴風雨の際の港内の安全性について水産業者の悩みが多いから、同港の諸施設完備を図るため、第一種漁港に指定せられたいとの請願。

第八三九号 昭和二十七年十二月一日受理
北海道木直漁港修築工事施行に関する請願
請願者 北海道茅部郡尾札部村 長 杉谷梅一

北海道木直漁港は、さきに第一種漁港として指定され、その修築は本来国費支弁で施行されるものであるが、一日も早く本港を利用したいとの念願から、昭和二十五年以降半額村費負担をもつて道営簡易工事として施行して

いるが、国費をもつて施行されるのであれば、その完成の時期ははなはだ遠く、漁民の負担もばく大であるから、本港修築工事を昭和二十八年度より国費をもつて施行せられたいとの請願。

第八九一号 昭和二十七年十二月二日受理
北海道砂原漁港修築工事促進に関する請願
請願者 北海道茅部郡砂原村長 三浦嘉七外四名

砂原漁港は道南内浦湾口に位し、室蘭港と相対する位置にあり、かつ湾内外船の航行する重要地点を占め、荷揚げ、避難その他航行船舶のオアシスとして漁港施設の早急整備が、喫緊の要事となつてゐるから、地方水産業振興のため、国費の支出を増額して本港修築工事の促進を図られたいとの請願。

第八九三三号 昭和二十七年十二月二日受理
三陸津波の漁業等被害対策に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上順平
紹介議員 川村 松助君
去る十一月五日のカムチャツカ沖地震による津波は、三陸沿岸漁業に多大の被害を与えたが、岩手県沿岸漁村一帯は打ち続く不漁に極度に困窮している

際であり、かつ、さきの十勝沖地震による被害者が大部分を占めているため、春漁期を目前に控えた沿岸漁民に対する被害対策は誠に緊急を要するものがあるから、(一)三陸津波被害に対する政府補償、(二)漁業免許料の免除、(三)応急食料、生活用品ならびに資金の確保、(四)漁業災害保険制度の確定等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第九五四号 昭和二十七年十二月三日受理
米軍徳山貯油所沿岸海面立入禁止に伴う漁業損害補償等の請願
請願者 山口県徳山市柳ヶ浜大工町五五六番橋ヶ浜漁業協同組合長 柳野健二 郎外六名

旧徳山海軍燃料しょうは、朝鮮動乱に伴つ発とも米軍施設に接収され、貯油所として使用され現在に至つてゐるが、日米安全保障条約に基づく行政協定の内容に同施設も含まれ、米軍に貸与されることとなるが、右沿岸海域は除外されているため何等の制限も受くべきではないと思ふが、現地部隊は従来通り火災予防と盗難防止の理由をもつて沿岸海面に対し幅五十メートル長さ二千メートルに及ぶ立入禁止区域を設定しているため、同海域を職場として

生活している漁民が窮地に追いこまれているから、すみやかに立入禁止の解除ならびにこれに伴う漁業損害補償の措置を講ぜられたいとの請願。

第九五五号 昭和二十七年十二月三日受理
岩国市姫子島駐留軍演習場の漁業禁止全廃等に関する請願
請願者 山口県岩国市中津岩国市漁業協同組合長 島田梅一外八百七名

岩国市姫子島周辺は、玖珂郡および岩国市地区漁民の過去数百年來生活の糧となつてきた宝庫であつたが、終戦後連合軍の進駐に伴い立入禁止、航行禁止区域に指定されたため当海区域における漁民の経済は全く封鎖されてしまつた。講和成立後にこれが禁止解除が当然行われるものと思つてゐたところ、その期待は覆され現在では何等の指示予告もなく従前通り砲撃訓練が行われている状態であつて、当地区漁民は以前にもまして危険を感じ漁船の操業は全く望み得ない現況であるから、当地区漁民の生活安定を得るため、すみやかに禁止区域全廃と全廃までの損害に対する補償措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇〇〇号 昭和二十七年十二月五日受理
長崎県鯛の浦湾の第四種漁港指定に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡有川町 長 山下元一郎外九名 紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

長崎県鯛の浦湾は、漁業国策遂行上に

おける漁港基地、離島漁業の開発、就業漁船および近海航行貨客船舶の避難防止上の避難港としてあらゆる条件を具備しているばかりでなく、地元町村民はもとより全国漁業者の安定企業の上からも絶対必要であるから、第四種漁港にすみやかに指定せられたいとの請願。

第二三九号 昭和二十七年十二月二日受理
山口県の漁港整備促進に関する陳情
陳情者 山口県議會議長 二木謙吾

山口県は三方海に面し、遠洋漁業、沿岸漁業とも盛んで漁獲高においても全国有数の地位を占めているが、戦時中から漁港の維持補修がなせられ、荒れるにまかせておつたので、これ等多数の漁港の整備拡充を図り、漁業生産力の増大を図ることは、緊急かつ重要なことであるにもかかわらず遅々として進まず苦慮している現状であるから、昭和二十八年度において、既に整備計画が決定している新規六港ならびに見島漁港の修築工事の着手と、第二次整備計画の決定および修築工事の実現を図られたいとの陳情。

第二六三三号 昭和二十七年十二月五日受理
漁港修築費予算増額に関する陳情
陳情者 大分県庁農林部水産課内 大分県漁港協会内 川上伝蔵

水産業の発展を図る上に漁港の整備拡充は刻下の緊要事であるが、大分県の場合漁港整備計画予算が少額のため遅延として進まぬ現状であるから、第一次整備計画において採択され

た漁港の早期完成を図るとともに第二次整備計画樹立および災害復旧費予算の圓期的増額計上を図られたいとの陳情。